

植民地初期の日本―臺灣間における海底電信線の 買収・敷設・所有権の移轉

貴 志 俊 彦

はじめに

一 日清南政府による淡水―川石山間の海底電線買収交渉

二 日本政府による本土―臺灣間海底電線の敷設過程

(一) 鹿兒島―那霸線、那霸―基隆線の敷設

(二) 長崎―淡水―一番線の敷設

(三) 長崎―淡水二番線の敷設

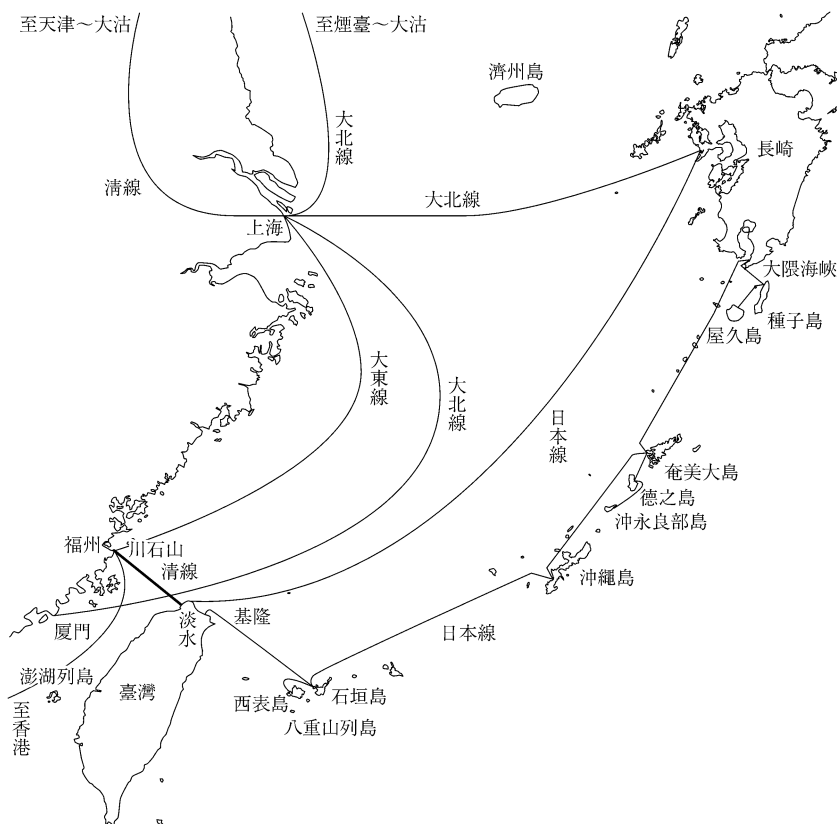
おわりに

はじめに

本稿は、日本による臺灣植民地統治初期における對中國大陸、對日本本土の二方向の海底電線を取り上げ（次頁添附圖參照）、日清間の外交交渉や、日臺間の海底電線敷設のプロセスを検證するとともに、これまでの筆者による研究を踏まえて、⁽¹⁾外資系電信會社に附與された東アジア海域における獨占的な通信特許權がこれら通信線に及ぼした影響について明らかにすることにある。⁽²⁾

この問題にかかわる先行研究は、一八八七（光緒一三）年に臺灣の淡水と福州の川石山を結ぶ海底電線をめぐる外交交

圖 日本、臺灣、中國大陸を結ぶ海底電線



涉に集中している。この海底電線は、福建臺灣巡撫として赴任した劉銘傳（一八三六—一八九六）が臺北通商委員李彤恩を上海に派遣して、ジャーディン・マセソン商會（怡和洋行）と締結させた契約に基づいて敷設された。于乃明（一九九八）は、清の總理各國事務衙門の檔案を用いて、この交渉の説明を試みているが、日本側資料への言及が乏しいために、淡水—川石山線の買収交渉は日本政府の意圖どおりに進んだかのように敘述している。また、松浦章（二〇〇五）は、日本側の外交文書などを用いて、おもに同線の敷設経緯について詳細な研究を残しているが、總理各國事務衙門檔案を参照していないことから、清側の動きを跡づける點で課題を残している。こうした中で、昨年發表された林於威の論文は、

日清兩國の外交文書を利用しつつ、交渉過程を詳細に論じた労作であるが、一九〇四年日露戦争勃發で分析を留めているため、その時点で日清間の交渉が完結したかのような誤解を與えている⁽⁵⁾。以上の先行研究をふまえ、淡水―川石山線をめぐる外交交渉の全貌をおよそ第一次世界大戦時期まで明らかにすることを本稿の第一の課題とする。

つぎに、この海底電線をめぐって、イギリス系大東電信會社 (Eastern Extension Australasia & China Telegraph Co. Ltd.、今日の Cable & Wireless)、デンマーク系大北電信會社 (Great Northern Telegraph Co. Ltd.、大株主はロシアのロマノフ家) などの外資系電信會社が、どのようにコミットしていたかについても検討する必要がある。兩社とも、東アジア海域における通信特許權を獨占していたために、あらたな競争相手國として日本が参入することは彼らの獨占權を脅かしかねないと判断し、東アジアでは對日本および對清の交渉において共同歩調をとりつつ、ときに競合關係にもなったのである。とりわけ、大東電信會社は、淡水―川石山線の所有權問題については敏感だった。というのも、一八八四年一月一七日に清の電報總局と大東との間で締結された協定によって、大東は香港―上海線の中繼基地局を川石山に設置し、また清政府はこれに對應するために國營の陸線を福州の長門から川石山にまで延長し、電信局も長門から川石山に移設していた⁽⁶⁾。つまり、淡水―川石山線の所有權問題は、川石山に陸揚していた大東電信會社、陸線を延長させていた清政府、それぞれの通信權にかかわるものであった點が重要なのである。

三つめの課題は、淡水―川石山線の買収工作と並行して、日臺間にあらたに進められた海底電線の敷設事業についての検討である。日臺間の海底電線については、これまで遞信省關係者の記録が残るものの⁽⁷⁾、先行する研究は乏しく、日本の臺灣植民地支配の強化に機能したと考えられがちだった。しかし、「内地臺灣間の電信は最も敏速の場合と雖も尙八時間乃至一〇時間を要するなどは、一種の文明的悲劇である、恐らく世界一遅い電報であろう」といった絶望的な論調の新聞記事に見られるごとく、運用上の課題のほうが深刻だった。これら日本政府が初めて敷設した長距離の海底電線が、淡水―川石山線といかなる關係にあつたかについても検証する必要がある。

以上の三つの課題を検證するために、本稿が依據する史料は、于、松浦、林の先行研究から示唆を受けて、日本政府の對應は外交史料館所藏文書、清政府側は『海防檔 丁 電線』（中央研究院近代史研究所編）に收録されている總理各國事務衙門の檔案を用いるが、あらたに遞信總合博物館所藏の遞信省文書、臺灣總督府の公文書や報告書をも利用する。

一 日清兩政府による淡水―川石山間の海底電線買収交渉

一八九五（明治二八）年四月一七日、日清戦争の講和會議で下關條約が調印され、日清兩國政府は朝鮮國獨立の承認とともに、日本に賠償金二億三〇〇〇萬兩（約三億圓以上）を支拂い、遼東半島、臺灣全島およびその附屬島嶼、澎湖列島を割讓することを取り決めた。日本政府は、このとき初めて植民地統治を経験することになった。同年五月二十九日、近衛師團は臺灣東北角の三貂角に上陸し、「臺灣獨立共和國」の抵抗勢力を鎮壓しながら、六月三日に基隆を陥落させ、六日には獨立野戰電信隊が基隆や七堵に電信通信所を設置した。翌七日、近衛師團はさらに臺北城を陥落させて、八日には臺北―基隆間で通信を始めることができた。

日本政府にとって、植民地臺灣における最初の緊急課題は、まず日本本土と臺灣間の通信と航路を確保することだった。そのために、中臺間を初めて連結させた淡水―川石山間の既設海底電線を再利用し、また日本本土と臺灣間の海底電線を新しく敷設し、さらに航路の安全性を高めるために各地に燈臺を設置する必要があった。同じ一八九五年の五月、初代臺灣總督樺山資紀（一八三七―一九二二）は、はやくも内閣總理大臣伊藤博文（一八四一―一九〇九）宛に、こうした日臺間のインフラ整備の問題について稟文を提出している。⁽⁹⁾この稟文に添附された「臺灣海底電信ノ件説明」では、臺灣海底電信の問題として、「打狗〔高雄〕澎湖島間既設線」、「淡水福州間既設線」、「九州ヨリ沖繩ヲ經テ鷄籠〔基隆〕ニ渉ル新設線」の三回線が重要であると指摘されており、それぞれの海底電線に對する對處法として、樺山は次のような案を練った。

第一 打狗澎湖島間ノ既設線ハ臺灣澎湖ノ兩島ノ割讓ヲ受クル以上ハ該線モ亦當然我政府ノ所有ニ歸スヘキモノト思

量ス

第二 淡水福州間ノ既設線ハ更ニ清國政府ト協定ヲ要スヘシ該線ハ第三ナル日本直通線竣工セサル以前ニ在テハ本土ト臺灣トノ通信上唯一ノ線路ナルヲ以テ必ス完全ナル管理法ヲ議定セサルヘカラス(略)

第三 本土九州臺灣間ノ線路新設ニ就テハ左ノ數件アリ(略)

樺山は、上述した「臺灣海底電信ノ件説明」に續けて、留意すべき重要な點として次の事項をあげている。

已上ノ方法ニ依リ第三ノ直通線落成ノ際ニ於テハ淡水福州間海底線ノ所有大北電信會社ニ移リタル場合ヲ除クノ外日本政府ハ該社ニ對シ兼テ明治三五年迄ヲ期シ大陸電線獨占ノ權利ヲ免許シ之アルニ附此期限間ハ福州淡水間ノ電線ハ單ニ臺灣ノ地方線トシテ之ヲ使用シ日本大陸間ノ通信ニ使用セサルコトヲ保證スルノ義務アルヘシト思量ス

日本政府は、六月一六日、まず臺北―淡水間の海底電線の修復工事を完了させ、翌一七日には清の福州電報局との間で軍用通信を開始した。この通信に利用されたのが、淡水―川石山間の既設の海底電線だった。この通信線は、臺灣が植民地化される以前、臺灣と中國大陸のみならず、臺灣と日本本土を結ぶために利用された唯一の電信線だった。臺灣と日本との間は、この線を経由し、さらに福州―上海間の清の陸線および上海―長崎間の大北電信會社線を使って、電報が受発信されていた。淡水―川石山線を利用して通信往復をした者は、臺灣に居留するイギリスやドイツの商人、あるいは上海の中國人商人で、いまだ一般人は利用することはなく、利用頻度はきわめて低かった。また、この線で利用された電信用コードは『電報新書』による數字あるいはアルファベットで、これを舊式なシーメンスのモールス信號機を用いて通信をおこなっていた。⁽¹⁾

一八九五年五月二日、樺山臺灣總督は全權委員として、李鴻章の弟李昭慶の息子であった清政府委員の李經芳(一八五五―一九三四)との間で、臺灣島授受問題について協議を進めた。このときの状況は、遞信大臣渡邊國武(一八四六―一九一九)が一八九五年九月二日に文部大臣・外務大臣臨時代理の西園寺公望(一八四九―一九四〇)宛に送った「通四一八

七號」に記録されている。⁽¹²⁾ 樺山は陸上の官有物とともに該海底線も引き渡すのが筋であると述べたが、一方李經芳は「該海底線ハ果シテ清國政府ノ官有ニ屬スルカ將タ一私人ノ私有ニ屬スルカヲモ確知セサルヲ以テ直チニ其處分ヲ決スヘキヤハ追テ兩國政府ノ協定ニ附スヘシ」と返答して、海底電線の所有權が未確定である以上、この問題は兩國政府が再度協議すべきとの約束を交わし協議が終了したことを記している。渡邊は、臺灣を統治するからには、遞信省が「海底線モ亦附帶ノ物件トシテ我カ領有ニ歸スヘキ」と考え、「相互電線接續通信ノ取扱及ヒ料金ノ授受等ニ關シ別紙草案ニ依リ條約締結ノ商議ヲ開クヘキ旨」、全權公使の林董（一八五〇—一九一三）に訓令するように外務大臣に依頼したと述べている。この「別紙草案」とは、この文書に添えられた全一七條におよぶ詳細な「日清海底電線接續條約案」である。この「條約案」については、松浦章（二〇〇五）が四頁にわたり全文を引用したうえで、この案文のまま「海底電線の所屬問題は未決のままであつたが、電信線の運用に關する條約は締結された」（五六頁、傍點は引用者）と指摘している。しかし、これは明らかに誤りであり、この「條約案」が兩國で締結されることはなかった。これは、あくまで遞信省がその後の清政府との交渉のために作成した原案にすぎなかつたのである。この淡水—川石山線をめぐつては、その所有權問題を含めて、兩國間では、一八九八（光緒二十四）年二月七日兩國が調印した「川石山買收約定」によつて決着がついたのであつた。これについては後述するとして、渡邊遞信大臣の文書のなかで、重要な内容は、松浦が指摘しなかつた次の記述である。

すなわち、大北電信會社の代理人が來日して、自社の特許權をもとに、「他日日本臺灣間直通海底電線完成ノ後ハ淡水福州間現在の海底線ハ免許狀第六條ノ保護ヲ障害スルモノナルヲ以テ該會社ノ同意ヲ得ルニ非サレハ日清兩國共ニ之ヲ使用スルコトヲ得サル」旨、告知して抗議してきたのである。これに對して、日本政府は、「淡水福州間ノ海底線ハ既成線ニシテ新タニ敷設スルモノニ非サルヲ以テ免許狀第六條ニ觸レルモノニ非ス而シテ臺灣新舊海底線ニシテ免許期限ハ地方的通信ニ供シ臺灣ヲ通過スルノ電報ヲ取扱ハサル以上ハ免許ノ權利ヲ損害スルノ實ナキヲ以テ大北會社ヨリ故障ヲ申立ツヘキ筋ナキ」（傍點引用者）と應じ、淡水—福州間の海底線が「既設線であること」を盾として、大北電信會社の特許權に

抵觸しないと思つたのである。日本政府にとっては、この海底電線が清の官營線であれ、民營線であれ、新設線でない以上、日本の所有にするための手續きが異なるだけの問題であり、むしろ既設線であつたと位置づけることができたところ都好都合だつた。なぜならば、この大義名分は、大北に東アジア海域における海底電線敷設をめぐる特許權を主張させない口實になつたからである。ただ、日本政府は大北側の特許權を意識はしており、「臺灣ヲ通過スルノ電報」を取扱わないので、免許に抵觸はしないとダメ押しをして、運用上の手順については大北、大東兩電信會社とあらためて協議すると傳えた。いずれにせよ、遞信省は、さきの「條約案」にもとづいて、林董全權公使に交渉を進めるように外務大臣陸奥宗光（一八四四—一八九七）に依頼し、陸奥外務大臣もさつそくこの件について林全權公使に連絡をとつたのである。

林全權公使は、一八九五年一〇月一七日總理衙門宛に、日本政府は一三日に不通となつた該海底電線を、大北電信會社から修理船を借りて修理するので、この旨福州の地方官に伝えられたいと連絡してきた。じつは、その前日、津海關道盛宣懷（一八四四—一九一六）も、該海底電線は清のものであり、日本に修理をさせればその回收がむずかしくなるので、中國電報公司（日本側は清國電報公司と稱す）に命令して飛捷號を修理に向かわせるべきだと總理衙門に傳えていた。總理衙門は、一〇月二一日、津海關道盛宣懷と林全權公使に對して、ほぼ同じ内容で、この海底電線のどの部分に障害があり、どのように修理したのか返事を求めたいとの電報を送つた。しかし、日本政府が一八日にすでにこの線の修理を終えて通信を回復させていたことは、二九日盛宣懷からの連絡によつて、清政府はようやく知ることになった。清側の對應は、明らかに後手にまわつていたのである。⁽¹³⁾

一月五日、林全權公使は、遞信省の上述の原案にもとづき、總理衙門と協議した。清側の言い分によれば、淡水—川石山線は政府の經費で敷設したが、これを民間の中國電報公司に拂い下げたものであるため、これを日本政府の所有とするのであれば、臺灣島の領海以外の電線については、その代價を要求せざるをえないと主張して（傍線部分は『海防檔』には記載がない）、これが官營線でない證據を提示することを約束して分かれた。翌日、陸奥外務大臣は林全權公使の報告に

對して、領海に關係すべきことではないとしながらも、清政府の示す證據が十分に根據のあるものだということがはつきりした場合は、この電線を購買することを拒むことはないので、證據の内容を報告するようにと傳えた。

一月一六日〔海防檔〕では一五目、總理各國事務衙門翁同龢、李鴻藻、榮祿らは、林全權公使宛に、淡水—川石山線が民營線であることを證明する三つの書簡（これは一三日に北洋大臣王文韶が總理衙門に提出したもの⁽¹⁴⁾）を送った。遞信省に送られた記録によれば、その證據文書とは、①一八八九（光緒一五）年六月六日、臺灣巡撫—北洋大臣、咨文、②一八八九（光緒一五）年七月、招商局—北洋大臣、稟文、③同月、電報商局—北洋大臣、詳文である〔海防檔〕一五九一—一六〇四頁では、②の代わりに、一八八六（光緒一二）年九月二〇日ジャーディン・マセソン商會と臺北通商委員李彤恩とが締結した契約文があげられている。これらの文書は、一八八八（光緒一四）年に、臺灣巡撫劉銘傳が民營の招商局に、淡水—川石山線、安平鎮—澎湖島線、そして汽船飛捷を二二萬兩で賣却しようとしたが、海底電線は招商局で保管できないため、これを民營の中國電報公司に保管させることになった経緯を明らかにするものであった。一二月六日には、これらの書類と林全權公使からの連絡文書が、西園寺外務大臣臨時代理から遞信大臣白根專一（一八五〇—一八九八）に傳えられた⁽¹⁵⁾。

もうひとつの海底電線である澎湖—安平線については、一月一九日、總理衙門大臣張蔭桓（一八三七—一九〇〇）が日本公使館を訪れた際に、林全權公使が問いただしたところ、それは日本の領土にあるものゆえ、もし日本政府が望むならば中國電報公司を説得して放棄させることもできるとの答えが返ってきた。つづけて、林全權公使は、もし日本政府が淡水—川石山線を買い上げることが望めば電報局はこれに同意するか、清政府は肯定するように計らうことはできるかと尋ねたところ、張大臣は政府がこれに同意することはないことを知っているので、これを斡旋するようなことはしたくはないと返答した。そこで、林全權公使は臺灣—福州の海底電線は民營のものでありながら、そのうち福州のものを政府が経費を出したというのは矛盾しているのではないかと反論したが、この協議は持ち越しにされた⁽¹⁶⁾。少なくとも、この會議の成果は、澎湖—安平線の所有權が日本政府にあると主張されたことについて、清側はなんら異議を唱えなかったことに

あった。

こうして、淡水―川石山線の所有権問題がほぼ明らかになったところで、二月二七日に西園寺外務大臣臨時代理から林全權公使へ、外務省の見解を示す次のような電文が送られてきた。すなわち、清側の言い分に理がないわけではないが、政府としては日本の所有と言い切った限りは、前言を翻すことはできかねること、いまイギリスの造船會社に依頼しているケープル船が來年二月には完成し、遅くとも四月には日本に回航するだろうから、九月あたりにはその船で日本本土―臺灣間の海底電線の敷設を完成させる豫定であることを述べ、この線が竣工するまでは清政府と爭議中の淡水―川石山線をあえて日本の所有にするには及ばないので、懸案として交渉を引き延ばせばよいとの指示だった。⁽¹⁷⁾ こうして、淡水―川石山線をめぐる日清交渉は當面棚上げされることになった。

その後二年半あまりがすぎ、一八九八年八月一日、電報督辦になった盛宣懷のほうから、駐上海總領事代理小田切萬壽之助（一八六八―一九三四）に連絡があり、淡水―川石山線の交渉を再開することが提案された。このとき、盛宣懷は、この線を中國電報公司の所有として毎年過線料などを支拂う方法をとるか、あるいは日本がこれを買収するか、二案があるので、小田切から遞信大臣に傳えてもらい、この件に關して上海で條約調印をおこないたいと傳えた。⁽¹⁸⁾ 一方、日本國內においても、同年九月一日に兼任外務大臣大隈重信から遞信大臣林有造（一八四二―一九二二）宛の書簡のなかで、一昨年（一八九六年）一〇月二十九日に外務省次官から遞信省次官へおこなった連絡以來、この海底電線についての省廳間協議が滞っているので續けないかと打診があった。⁽¹⁹⁾ 林遞信大臣は、大隈外務大臣に對する返答として、在北京日本公使と清政府との談判が進んでいることをふまえて、次のような點を傳えた。すなわち、①海底電線は中國電報公司の所有と認めざるを得ないので買収の方針に切り替えること、②これまで日清兩國で得た収入も清算する必要があること、③海底線の清側陸揚地は福建省川石山とすること、④陸揚局をあらたに設置するか、大東電信會社の電信局と陸線で連結するかについては、清政府の承認を受けることなど。これらの件について閣議承認が得られれば、その後の交渉は上海の日本總領事に委

ねると連絡された。⁽²⁰⁾そして、この月の閣議では、この件が承認され、九月三〇日に大隈外務大臣から林遞信大臣に、その旨伝えられた。⁽²¹⁾

さらに、一〇月一〇日には、大隈外務大臣は、小田切在清總領事代理宛に、一八九八年三月以降、海底電線に再び障害が起こり、臺灣と清との通信が途絶えてしまっており、公式には電信線の所有権が未決定なままであること、またその通常料金は臺灣から發した電報については臺灣の收入とし、外國から臺灣に到着したものは清の收入としてきたが、いまだ差引清算はしていないことなどを踏まえたうえで、次のような具體的な指示がなされた。すなわち、差引清算の方法は三分の一が日本、三分の二が清の取り分であると定めて交渉を進めること、そして中國電報公司に買収の希望を伝えることであつた。さらに、今回このことが閣議で決定されたので、買収が完了した後で、陸線、海底電線の修理をおこない、大東電信會社の電線の引き込み工事に着手するとの方針が示された。⁽²²⁾一〇月二十九日、小田切は、大隈外務大臣宛に、小田切と盛宣懷との二回の會談の内容として、海底電線の購入經費は一〇萬兩以下では賣却されないこと、新規電線引揚げについては一八八四年の大東電信會社との契約に準じて問題はないと判斷されることなどを傳えた。

殘された課題としては、電線引揚げについて大東電信會社と、電報料の件について清政府と協議することだった。⁽²³⁾そこで、大東電信會社との交渉は遞信省が、中國電報公司との交渉は上海領事館が、それぞれ進めることになった。⁽²⁴⁾

一八九八年十一月一日、小田切から外務大臣に就任したばかりの青木周藏（一八四四—一九一四）宛に、同月、漢口にて盛宣懷と小田切との間で、淡水—川石山線買収契約について調印を豫定していると傳えられた。⁽²⁵⁾そして、豫定通り十二月八日に、漢口で盛宣懷と小田切とが「川石山買収約定」（以下「約定」と略記）に調印したのである。政府當事者間で締結されたにもかかわらず、條文ではなく、「約定（convention）」とされたのは、賣り手である清側はあくまで民間の中國電報公司であつたことによる。于乃明（一九九八）は、この「約定」は小田切の原案であること、これに對して盛宣懷が修正、追加補足を求めたことを明らかにしている。于の指摘に基づき、⁽²⁶⁾さらに『海防檔』一九八六—一九八九頁で確認す

れば、「約定」のなかで、盛宣懷が修正、追加した點は、下記「約定」の傍線の部分であることが判明した。日本側の判斷では、盛宣懷の要求はさしたる問題ではないと判斷されたため、「約定」にはそのまま盛り込まれたと記されている。²⁷⁾ただ、于乃明は、この「約定」について、『海防檔』に記録されている中國語文から翻譯しているが（八一―八三頁）、遞信博物館所藏の野村事務官がまとめた『川石山線關係』（參考資料第一八號）からは、日本側の正式な約定文が下記のようなものであったことを確認できた。少し長いが引用しておきたい。

「川石山買収約定」一八九八年二月七日⁽²⁸⁾

大清國督辦電報事宜頭品頂戴大理寺盛少堂ト大日本帝國上海駐在總領事小田切トノ間ニ左記ノ通り約定ス

大清國福建省福州府ヨリ大日本帝國臺灣淡水口ニ至ル海底電報ハ原ト中國電報公司ノ創設ノ係ルモノナルモ近年該線ノ一端カ臺灣ノ境界内ニ在ルノ故ヲ以テ屢々兩國間ニ商議ヲ重ヌルモ未タ解決ヲ告ケス。本海底線ハ已ニ日本政府ニ於テ三度修覆ヲ爲セルモ更ニ破損シ半歲ノ久シキニ亘ルモ發信スルコトヲ得ス兩國ニ取り毫モ利益スル所ナキヲ以テ茲ニ本督辦ト本總領事協議ノ結果該電線ハ日本政府ニ讓渡スルコトトシ以テ紛□ヲ免カレ國誼ヲ睦フセムトス。議定條項左記ノ通り之ヲ掲ケ

第一條 臺灣淡水口ヨリ福建省川石山頭ニ至ル海底線一條ハ本約定成立後日本政府ニ歸屬シ自ラ之ヲ經營ス。該線ノ修理及取換等ハ日本政府自ラ之ヲ施行處理スヘシ。向後該海底線ニハ中國電報總局ト英國大東公司ノ合議セル福州電線合同第一條ヲ準用スヘシ（略）海底線ハ川石山ヲ以テ終止スルモノナルモ川石山ノ土地内ニ引込ミオ爲サス以テ限界ヲ明ラカニス

第二條 該海底線ノ價格ハ墨銀一〇萬兩ト議定ス。本約定成立後一ヶ月以内ニ日本上海駐在總領事館ヨリ中國電報公司ニ之ヲ交附清算スルコトトシ遲延セシムルコトヲ得ス。尙ホ本海底線カ前ニ日本政府ニ依リ三度修覆サレタル價格

ハ中國電報總局ニ於テ關知セサルモノナルコトヲ議定ス

第三條

中國電報總局ト英國大東公司トハ光緒十年九月二十九日西曆一八八四年一〇月二十九日ニ福州電線合同章程ヲ成立セシメタリ。今回約定セル淡水口ヨリ川石山頭ニ至ル海底電線ニシテ處理スヘキ事項アルトキハ何レモ右章程ニ依リ處理シ違背スルコトヲ得ス

第四條

本約定締結前ニ受發セル電報ノ料金ハ日本政府ニ於テ一ヶ月以内ニ支拂結算スヘシ、本約定締結後ノ川石山及ヒ南臺電報料金ハ中國電報總局ト英國大東公司ノ約定セル福州電線合同ニ準シ每字墨銀二〇仙トシ電報原書及ヒ兩公司ノ帳簿ニ據リ計算スヘシ。福州ニ於テハ月毎最モ常例トス

この第一條にあげられている「福州電線合同」とは、一八八四（光緒一〇）年十二月十七日、電報事務總辦盛宣懷、洋務委員伍廷芳らと、天津駐在英國領事、大東電信會社代表との間で締結された規約で、清の電報局が南臺―長門間に敷設した陸線を川石山海岸まで延長するとともに、大東電信會社が川石山に家屋を租借して電信局を設置することを承認した内容であつた。⁽²⁹⁾淡水―川石山線が買収された後も、基本的にこの規約に準じる内容となっているのは、大東、大北兩電信會社の利益を侵害しないことを明確にするためだつた。盛宣懷は、日本政府に所有權が移ることは心外だつたが、「約定」調印以前に海底電線に用いられた修理費について清政府はあずかり知らぬこと、電報料金は從來どおりとすることなどの要求を盛り込むことを忘れなかつた。

一八九八年十二月二日、青木外務大臣は、「約定」の調印が完了したことについて、遞信大臣に就任したばかりの芳川顯正（一八四二―一九二〇）に伝え、買收價格であるメキシコ銀一〇萬ドルと電報料の清算分を至急送附するように求めた。⁽³⁰⁾この「約定」については、遞信省から外務省への連絡を経て、十二月十三日にその原案が閣議で承認されたが、さらに帝國議會でもその承認が必要とされた。一方、盛宣懷も、同月三〇日に總理衙門宛に、「約定」調印までの一連の経緯

を説明し、「約定」の批准について求めた。同日、日本政府は正式に「約定」を批准し、一方清政府も翌一八九九年一月二日に批准をおこなった。⁽³¹⁾ 遞信省は、この「約定」が締結されたからには、海底電線の修繕工事に着手し、川石山で大東電信會社の海底線を陸揚げし、同社の電信局に接續し、利益を提供できるような仕組みをつくるように圖る交渉を進めた。⁽³²⁾ 大東は、こうした日本政府の姿勢を評價し、「約定」への表立った反対は控えるようになった。

一方、おさまらないのは大北電信會社とその大株主であったロマノフ家だった。「約定」締結後、小田切は二月十三日に漢口を出發し、翌一四日に九江に到着したときに盛宣懷からの電報を受け取り、至急漢口に引き返すように要請された。小田切は、引き返す船便がなかったため、電報での連絡を依頼したところ、つぎに停泊した蕪湖で盛宣懷が派遣した書記官朱寶奎が携えた電報を受け取った。その電報には、盛宣懷のもとにロシア公使から日清間の「約定」調印に對する抗議文が寄せられたことが記されていた。その内容は、淡水―川石山線による電報を大東電信會社川石山支局で取扱うことを先例とすれば、各國がこれを模倣し、大北電信會社の通信特許權を侵害することになるとの異議申し立てだった。⁽³³⁾ 小田切は、この抗議は大北が自社經營の長崎―上海線の利用が減ることを警戒してロシア公使を通じておこなったものだと考え、盛宣懷や總理衙門に對して日清兩國が「約定」に調印している以上、ロシア公使の抗議を無視するべきだと傳えた。⁽³⁴⁾ その後、盛宣懷は、清政府の承認を経ているので、「約定」の内容どおり電報業務を施行すると連絡したため、大北電信會社からの抗議は續けられた。小田切の判斷では、日本政府は淡水―川石山線で外國との通信電報を取扱うことはないと通知するか、確約することで、大北からの抗議はおさまると考えていたようである。⁽³⁵⁾

ともあれ、一八九九年一月二三日、「約定」の内容にもとづき、中國電報公司の楊廷果、王慶徴の二名が盛宣懷の照會書と領收書を持參して買收額の受け渡しを求めてきたため、遞信省通信局長は上海郵便局に交附していた資金からメキシコ銀一〇萬ドルを支拂った。⁽³⁶⁾ また、上海の電信局長は、大東電信會社のバーンソン (Jesper Jaspersen Bahnsen) を訪問して、淡水―川石山線の福州側を同社の海底電線に連結することを傳えた。バーンソンも、清政府との間に締結した「福州

電報合同」はWorking Agreementだと理解しており、陸揚權の規定はないため、この規約が廢止されても自社の陸揚權に影響を及ぼすことはないとの認識を示した。⁽³⁷⁾こうして、大北も自社の通信特許權が保持されたものと認識し、やむなく狀況を受け入れた。

日本政府が淡水―川石山線を買収した後、一八九九年七月八日に大東電信會社との間で、川石線の福州側は同社が日本政府に代わって、これを運用することについて正式に協定を締結し、その過料は遞信省と臺灣總督府の收入とすることになった。そして、遞信省は「告示第三二六號」において、下記のように告示をし、同年一月六日より淡水―川石山線による通信を開始した。⁽³⁸⁾

同海底線ハ臺灣ニ發着スル通信ニ限り之ヲ使用ス但長崎、上海間海底線不通ノ場合ニ於テハ本邦ト外國トノ間ニ發着スル通信及ヒ大濱、基隆間海底線ノ一部不通ノ場合ニ於テハ本邦内地ト通信ヲ途絶セラレタル該電信線沿線各地ト發着スル通信ニモ之ヲ使用スル

この告示にもあるとおり、淡水―川石山線は、當初「臺灣ニ發着スル通信ニ限り之ヲ使用ス」ることになっており、むしろこの規定は一八八二（明治一五）年に日本と大北電信會社との間で締結された二〇年間の獨占的な特許權（一九〇二年にはさらに一〇年延長）に規定されたものであった。

留意すべきは、この告示が示す淡水―川石山線は、後述する日本本土―臺灣線の通信に對する危機管理の機能を擔っていたことである。このことは、日露戰爭中の一九〇五（明治三八）年九月一日、長崎―上海間の大北電信會社線が二條とも不通となり、それらが取扱う外國電報通信が途絶えたとき、内地發着外國電報は後述する鹿兒島―那霸線、那霸―基隆線、そして淡水―川石山線を経て、川石山で大東線に臨時中繼して送受信された事實を根據としている。⁽³⁹⁾

日露戰爭後の一九〇七年一〇月、東京駐在イギリス大使が、淡水―川石山線を日英同盟國間に直接電信連絡として利用する次のような提案を出した。

日英兩國ノ實利タラントスル一大問題即チ福州臺灣間ノ海底電線ヲ臺灣日本間ノ海底電線ニ關係シテ之ヲ兩國同盟國
間ニ發着スル通信ノ傳送線路タラシメントスルノ問題ハ頃者英國政府ノ審議ヲ經タル趣本官ハ外務大臣ノ訓令ニ從ヒ
日本政府ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候

イギリス政府が、自國の企業である大東電信會社の利益を侵害するような申し出をした背景には、一九〇五（明治三
八）年九月に日本政府が米國商業太平洋海底電信會社（The Commercial Pacific Cable Company）との間で、東京―グアム
間に海底電線敷設に關する通信協定を締結し、翌一九〇六年八月一日から日米直接電信が開始されたためであつた。イギ
リス政府は、米國政府によつて東京―グアム間の通信が開始されたことで、從來所有していた東アジアにおける大東の通
信特權が維持できなくなってしまうのではないかと危惧して、上記の提案をしたと考えられるが、これは明らかに大北電
信會社がもつ特許權を出し抜いた提案だつた。

一九〇七年十一月一九日、イギリス政府のこの申し出に對して、遞信大臣は、以下のように返答した。⁽⁴⁰⁾

兩同盟國間ニ直接通信連絡ノ途ヲ開クハ當省ニ於テモ夙に其必要ヲ感スル所ニ有之此ノ目的ノ爲差向臺灣福州線ヲ利
用スルハ本大臣ノ異議ナキ所ニ有之候條……尤モ内地臺灣間ノ海底線ハ目下内國電報ノミノ傳送ヲ以テ既ニ非常ノ輻
輳ヲ呈シ居候次第ニシテ此上歐州通信ヲモ該線ニ由テ傳送スルニ至ルトキハ該線經由ノ通信ニ多少ノ遲延誤謬ノアル
ヘキコトハ本大臣ノ遺憾トスル所ニ有之候條此點ハ御附言相成度候

日本政府としては、長崎―上海線を運用する大北電信會社の特許權を尊重する意向を示し、イギリス政府の申し出を、
いったんは斷わつたことが記されている。

ところが、この大北電信會社の特許權も、一九二二（明治四五）年二月二八日にいったんは満了を迎えることで變更
を迫られた。遞信省は、この長年の懸案を解決する機會を得て、日英兩同盟國の通信に利用するために、日本本土―臺灣
間の海底電線および淡水―川石山線を、ヨーロッパ通信のために利用することを計畫した。同線は川石山で大東電信會社

の電信線に連結されていたために、國際通信への利用は容易だったのである。また、長崎―上海間の大北線を配慮して、これより少し高めの料金に設定するとの原案も作成された。⁽⁴¹⁾この交渉は、當初在イギリス外務省當局者が協議開始の手續きなどに關する覺書を作成したが、結局、大東電信會社代表ブラード (W. Bullard) が來日したため、東京でおこなわれることになった。⁽⁴²⁾

また、日本政府は、大北電信會社に對し、小笠原線とともに淡水―川石山線を清以外の各地に發着する通信にも供する計畫を提案した。これは、從來米國に對する通信傳送にのみ限定していた小笠原線をアジア、ヨーロッパ、大洋州などの通信にも使用し、かつその料金を長崎―上海間の大北線と同額として、一般利用をはかるプランを作成し、この案に淡水―川石山線の開放も抱き合わせるといふ思惑であつた。⁽⁴³⁾この提案どおり、淡水―川石山線でも、「本邦ト外國トノ間ニ發着スル通信」を取扱うことができるようになったが、これには以下のような條件がついていた。

翌一九一三年八月二三日にあらたに締結された「日本デンマーク協定」の、いわゆる合併計算約定の第三條では、日本政府の敷設線の上海陸揚權が承認されるとともに、川石山―福州間に陸線一條を架設して、これを淡水―川石山海底電線に接續することが明記されていた。これは、川石山で大東電信會社に委託していた事務をとりやめ、あらたに福州まで敷設される陸線を通じて、福州の日本郵便局で電報を取扱うことができるようになったことを意味し、電信の守祕性は強化されるはずだった。しかし、これにも、以下のような條件が附與されており、歐文電報は日中間の官報のみ取扱いが許されるという制限が加えられたため、決してグローバルな利用には結びついたわけではなかったのである。

上海及福州線トノ前記連絡線ハ日本電信系ト上海及福州トノ間ニ夫々發著スル左ノ通信即日本文字ノ電報並日本及支那官報ニ對シテノミ之ヲ使用スヘキコト及右ノ發著通信ニ限り前記二箇所ニ設置セラルヘキ日本局ニ於テ之ヲ取扱フヘキコト

さらに、拙稿で明らかにしたように、⁽⁴⁴⁾この協定の第一條で定めた合併計算方式により、「一方ニ於テ日本電信系ノ直轄

スル地ト他方ニ於テ支那電信系ノ直轄スル地（香港ヲ除ク）トノ間ニ發着スル電報ヨリ生スル本約定當事者ノ總收入ハ外部支拂金ヲ控除シ合併計算ニ之ヲ拂込ムヘシ」ことが兩國間で承認されていたために、結局この協定が満期となる一九三〇年末まで、日中間の通信（淡水―川石山線を含む）によって日本が得た利益のうち、六四・六％は自動的に大北の収益として認められてしまったのである。さらに、一八八二年の免許状における大北の陸揚權は一九〇二年に更新され、大北、大東兩電信會社とも、それらが保持する通信特許權は、その後も日中兩國政府の通信自主權獲得に頸木となり續けたのであった。⁽⁴⁵⁾

二 日本政府による本土―臺灣間海底電線の敷設過程

（一） 鹿兒島―那霸線、那霸―基隆線の敷設

日本政府は、臺灣の植民地統治を強化し、臺灣を介した中國大陸との通信を確保するために、本土と臺灣を連結する海底電信線の敷設に積極的であった。この事業が圓滑に進んだのは、臺灣が日本の領土になっていたことから、臺灣との間の海域に海底電線を設置しても、それは日本領土内の問題とされたことが決定的要因だった。日本政府としては、大東、大北兩電信會社の特許權に抵觸することはないと考えたのである。この點は、日本本土と臺灣を結ぶ海底電線の敷設にとって、きわめて重要であった。

さて、冒頭にあげた、一八九五（明治二八）年五月の臺灣總督樺山資紀から内閣總理大臣伊藤博文宛の稟文は、じつは次の出だしから始まっていた。

清國政府ト平和條約締結ノ結果愈臺灣島ヲ永久我カ領土ト定メラルヘキニ附テハ之レカ交通ノ機關タル海底電線ヲ内地ト該島トノ間ニ連絡敷設スルハ軍國ノ機務上一日モ遷延スヘカラサル最緊急ノ要務ト確信致候……就テハ此際軍國

緊急ノ事件トシテ軍事費ヲ以テ鹿児島縣下大隅國ヨリ種子島大島諸島及沖繩縣下琉球八重山等ヲ經テ臺灣島へ海底電線一條ヲ敷設シ同時ニ其沈敷ニ必要ナル海底電線敷設船一隻新造候様致度且内地臺灣間ノ航路ニハ從來燈標ノ設備ナク軍艦運送船其他一般商船ノ航路上ノ危險尠カラス（略）

樺山は、海底電線敷設費用として六六二萬圓餘、航路燈標建設費として四三萬圓弱の經費がかかる概算書も稟文にあわせて提出した。この稟文を受け取った伊藤は、五月二日、すぐさま大藏大臣松方正義（一八三五一—一九二四）、遞信大臣渡邊國武に照會したところ、二日後、兩大臣から、「右ハ通信航海上頗ル必要ノ設備ニシテ且ツ要急不得已次第二附總督稟申ノ通臨時軍事費ヨリ支出ノ外無之ト存候」との回答が寄せられた。この豫算措置は、一七日の大藏省閣議で決定され、即日天皇の裁可が下されて實施に移された。⁽⁴⁶⁾

樺山は、政府の承認が得られると、これらの建設事業のために、陸軍省の所屬下に臨時臺灣電信建設部と臨時臺灣燈標建設部を設置し、それぞれの部長に兒玉源太郎（一八五二—一九〇六）を兼任させた。これらの建設事業費は膨大な豫算が必要だったので、最初は大本營が擔當していたが、大本營は日清戦争の終結により解散されることになっていたため、陸軍省内に兩部を置いたのである。ただ實際の電信および燈標の業務は遞信省が擔當したため、これらの事業が完成した後、の所轄官廳は陸軍省から遞信省に移された。

臨時臺灣電信建設部長などに就任した兒玉源太郎は、まず海底電線敷設用船の製造および回航などに關して、外務省を通じて在ロンドン公使加藤高明（一八六〇—一九二六）⁽⁴⁷⁾に、イギリスのロブニツ社（Lobnitz & Company）への斡旋を依頼してもらふことにした。その頃ちやうど大東電信會社の代表が訪日しており、遞信省は外務省の在外公館の手を借りずに、直接發注し、同社のレンフリー造船所がケーブル船を建造することになった。同社は、一八九六（明治二九）年四月、建造費五三萬餘圓で二二七八餘トンのケーブル船を完成させた。この船は沖繩丸と名づけられ、その後朝鮮海峡や渤海灣における海底電線の敷設に活躍することになる。一方、海底電線は、三井物産と大倉組が契約會社となつて、沖繩丸の建

造費の三倍の値段で、中間線、深海線計一六四八海里分を購入した。沖縄丸は、この海底電線を積み込み、五月四日にロンドンを出帆した。同船の日本への回航は、日本郵船會社に援助を依頼し、逓信省の一等機關主三野嘉次郎が機關長に選ばれた。ロンドンで臨時に雇入れたイギリス人船長以外は、すべて日本人で回航されたが、軍艦以外では、この航海が日本人だけによっておこなわれた最初の遠洋航海だった。

日本本土―臺灣間の海底電線の敷設工事は、最初はイギリス人に依頼する豫定だったが、一八九五（明治二八）年六月二八日に建設部技師に就任した逓信技師淺野應輔（一八五九―一九四〇）が兒玉を説得し、工事は日本人だけで實施することになった。淺野は、日本の電氣工學の基礎を築いたお雇い外國人エアトン（W. E. Ayton）の弟子で、のち工部大學校教員、逓信省電氣試験所初代所長などを歴任した日本の電信事業の草分け的人物であった。沖縄丸が日本に到着する前に、淺野は建設部より九州―臺灣間海底電信線路測量、海底線陸揚地および通信所などの調査主任として、一八九五年七月一日から調査を開始した。軍事に關するものは大本營派遣の將校と協議し、行政や商業に關するものは各地方自治體から聞き取るというやり方を進め、海底線は大隅國大嶺から基隆に至る七九五海里の本線と、三線路一七四海里の支線、九三里的陸線を敷設する必要があり、大嶺ほか一五箇所に通信所を設置することを調査結果とした。

上述した沖縄丸は、ロンドンから五五日かけて、一八九六年六月二七日に長崎に到着した。海底線の敷設や引揚のため機器やその据附部分の修繕、補強工事などに時間を要し、七月一三日になってようやく工事が開始されることになった（一〇六頁の圖參照）。第一區間の大隅―大島西古見間一三三八海里の敷設工事は七月一三日から二六日まで、第二區間の大島―沖繩間一七二海里の敷設ならびに二支線の敷設工事は八月九日から九月三日までおこなわれた。⁽⁴⁹⁾その頃、ちょうど西南海域が臺風シーズンに入った時期で、暴風雨や高波にさらされ、また機械の故障や、離島における風土病などに悩まされて、工事は難航した。つづく第三區間の八重山―基隆間の工事でも、暴風雨や高波に襲われた。淺野技師は、このときの苦難の様子を「海底電信線敷設工事報告」と題して、『官報』第四一六一號に掲載している。⁽⁴⁹⁾劇的なシーンなので、や

や長いが引用しておきたい。

同日（二四日）ハ前後夜來風波荒ク天候惡シキヲ以テ出帆ヲ見合セ……翌二八日午前一時三〇分八重山、石垣、四ヶ村ニ到着直ニ八重山方面ニ於ケル淺海線及中間線ノ敷設ヲ爲シ之ニ浮標ヲ附シ置キ夫レヨリ轉シテ基隆ニ到リ更ニ基隆ヨリ八重山ヘ向ケ淺海線中間線並ニ深海線ヲ順次布設シ而シテ右浮標置ノ所ニ到リ該兩線ヲ接續シ以テ基隆、八重山間全線ノ布設工事ヲ竣成セシムル豫定ナリシト雖モ朝來風雨交々起リ海上不穩ノ處アルニ依リ……翌二九日午前四時基隆ヘ向ケ出帆同日午後六時同地ニ到着セリ……天候未タ定ラス怒濤尙ホ高ク陸揚工事ニ着手スル能ハス……翌三日午前五時ヨリ線條陸揚ニ着手同一一時之カ工事ヲ了正午一二時ヲ以テ八重山石垣島ニ向ケ進行布設ヲ爲セリ……六日午前三時、「タンク」ヨリ線條ヲ操出シ其ノ一端ヲ陸揚地ニ引入レ夫レヨリ前設置ノ浮標ニ向ケ進行布設ヲ爲シ午後二時一二分ニ至リ基隆ヨリ布設シ來レル線條ヲ引揚ゲ同七時ヲ以テ基隆線ト八重山線トノ接續ヲ爲シ茲ニ全ク八重山、基隆間ノ布設工事ヲ終了ス……此間ニ布設セル線條ノ長ハ別紙略圖（省略ス）ノ如ク淺海線六海里六三、中間線三五海里八六、深海線一二〇海里八八ニシテ合計一六三海里三七ナリ

そして、最後の沖繩―八重山間の第四區間の工事は、五月一日から二九日までおこなわれた。このときも、天候の惡化に見舞われたが、『官報』第四一八一號に載せられた報告書では「（二四日午後）四時沖繩線ト八重山線トノ接續ヲ爲シ沖繩、八重山間（二九五海里七）ノ布設工事ヲ終リ茲ニ至リテ大隅、臺灣間ニ於ケル幹線工事ノ完成ヲ告ケリ」と記録されている。⁽⁵⁰⁾

これら本線八六九・五海里の工事のほか、石垣島―西表島、大島―沖永良部島などの支線一七三海里も敷設し、さらに軍の特命により遞信省の梶浦重藏（一八六五―一九一一）が主任となって對湖島―魚翁島間などに海底電線を敷設した。梶浦は、のち川崎―小笠原父島間の海底電線の敷設も擔當することになる。こうして、一八九七年七月一日日にすべての工事が完了したが、⁽⁵¹⁾ほぼ一年を要する大工事となった。日本政府は、工事豫算三三三萬三〇〇餘圓に對して、實際の支出額

は三二萬六九〇〇圓となったが、豫算範圍内でおさまったことをふまえて、この初めての長距離海底電線の敷設という偉業を成し遂げたことを誇りとした。なお、こうして敷設された海底線のうち、鹿兒島―那覇線は遞信大臣の管轄、那覇―基隆線は遞信大臣および臺灣總督の管轄とされ、沖繩本島が通信行政の分割地點にあることを取り決めた。

こうして、同年七月二六日から鹿兒島―那覇線、那覇―基隆線による電報の取扱いが開始された。當初、この海底線は、陸軍省臨時臺灣電信建設部の管理下の軍用線として取扱われたが、「敕令第二八七號」(明治三〇年八月二七日)によって八月三十一日を期して普通電信線に指定され、九月一日の「遞信省告示第二三一號」により至急私報のみ取り扱いが開始された。通常私報は、五年後の一九〇二(明治三五)年の「遞信省令第四五號」によって、翌〇三年一月一日から特別料金、すなわち通常料金の二倍という料金で取扱いが始まった。⁽⁵²⁾これは、本土の料金の二倍の利用料ということもあり、臺灣側の不満の種として残った。

さて、臨時臺灣電信建設部は當初の役目を終えて、一八九七(明治三〇)年九月三〇日をもって廢止された。⁽⁵³⁾その日、沖繩丸も遞信省移管となり、兒玉源太郎は部長業務の最後として、陸軍大臣高島鞆之助(一八四四―一九一六)宛に「電信燈標工事、梗概」と題した報告書を提出した。⁽⁵⁴⁾

夫レ海底電信沈設ノ工事タル從來遞信省ニ於テ施行シタルモノナキニアラザルモ單ニ一小工事ニ止マリテ其ノ距離ノ長キ者モ僅カニ五〇海里ヲ出ルコトナク今回ノ如キ長且ツ大ナル工事ニ至リテハ我邦ノ未ダ曾テ經驗セザリシ所ナリシガ故ニ歐米ノ工學者ハ皆之ヲ評シテ堪能ナル外人ノ參加指導スルニアラサレバ決シテ成功ヲ期スベカラザル者トシ本邦人ガ獨力之ニ當タラントスルヲ見テ竊カニ失墜ノ念ヲ抱カザルハナカリシナリ 然ルヲ本部ノ職員等ハ此急迫ナル時期ニ方リテ此至難ナル責務ヲ擔ヒ彼ノ黑潮ノ餘勢未タ強大ニシテ風濤亦最モ劇迅ナル薩摩琉球ノ洋中ニ漂ヒ或ハ出或ハ没セル岩礁ノ間ヲ來往シ飛騰セル激浪ノ下ヲ潛縫シ經驗ニ富マサル技倆ヲ以テ短日月ノ間ニ遂ニ能ク完全ナル成功ヲ舉クルニ至リシハ本邦工學ノ進歩著シキヲ加ヘシ結果ナリト雖モ抑モ亦職員等ノ一致協力善ク國家ノ爲ニ心力

ヲ事業ニ委ネシニ由ラスシテハアラス

兒玉は遞信省の日本人技術者と職員だけで、日本初の大工事が成功するか不安を抱えていただけに、敷設工事が成功裏に終わったことに安堵するとともに、これに従事した者たちを絶賛したのである。

こうして鹿兒島―那覇線、那覇―基隆線が敷設されると、これが日本本土と臺灣の間を結ぶ中継電信線となったが、むしろ不安材料も多かった。實際、日本本土―臺灣間發着電報は、その利用開始以降、誤りのないものはないとの非難を受けており、一八九八（明治三二）年二月、「内地臺灣間發着電報特別検査手續法」（訓令第三二八號）を制定して電報内容に誤りがないかチェックされた。しかし、その手續きが煩瑣で時間がかりすぎたため、六年後の一九〇四年六月一日には廢止されてしまった。⁽⁵⁵⁾さらに、問題視されたのは、この海底電線に頻繁におこる通信障害だった。たとえば、一九〇七年八月から一九〇九年四月までの二一カ月の間にも三回も障害が起こった。電信線の修理期間は、だいたい一日から二四日までかかったが、いずれにしてもこの通信線の不通期間中、臺灣の事業は官民とも多くの不便を蒙った。⁽⁵⁶⁾そうした状況を改善するために、陸揚地の變更が計畫され、岩石が多くて罹障が頻發していた基隆附近から、一九一〇（明治四三）年六月二四日に淡水に移され、名稱も那覇―淡水線に改められた。しかし、その後も淡水では經營上不便であると問題視され、一九一八（大正七）年に海底線の端局を淡水局から臺北局に延長して那覇―臺北線に變更されたのである。⁽⁵⁷⁾

また、通信の誤りを減らすために、従来モールス信號で通信していたものを、一九一五年一〇月から現波通信（Cable Telegraph System）に變更した。現波通信は、現波機という一種のペン書きオシログラフに描かれた受信波形をみて、現波符號（cable code）を判別する方法で、日本ではこの海底電線で初めて用いられた技術だった。この技術を導入した松代松之助（一八六六―一九四八）は、遞信省電気試験所で淺野應輔の部下だった人物で、一八九七（明治三〇）年に日本で初めて國產無線電信機を開發した人物である。松代は、日本本土―臺灣間に海底電線が敷設された後、この線の機械設備の擔當に就任するとともに、同線の通信、機械取扱いに従事することになった。⁽⁵⁸⁾ただ、通信の現場では、現波通信の波形

設はなお急務であると認識していた。表1のように、日本本土と臺灣との間に海底線が敷設された翌年の一八九八年の電報取扱い通数は五三九通にすぎなかったが、一九二七年にはその一〇倍の利用に増え、電報利用の需要は急速に高まっていた。

(二) 長崎—淡水—番線の敷設

一九〇九(明治四二)年、鹿兒島—那覇—淡水線は再び二回不通となったが、一〇月三十一日以降も通信が滞ってしまつた。臺灣總督府では、こうした度重なる通信障害に閉口して、あらたに長崎—淡水間を結ぶ直通海底電線の計畫が作成された。見込まれた経費は海底電線八〇〇海里分の値段一一四萬四〇〇〇圓に、海底線敷設費二萬四七〇〇圓などを加えた計一二二萬六六七〇圓であり、本土、臺灣雙方で負擔することとされた。遞信省も、臺灣總督府のこのプランに賛同し、一九一〇年度豫算に計上して政府に提出したが、そのときの閣議では財政上の理由から、これを承認することはなかった。⁽⁵⁹⁾ところが、閣議での不承認という知らせに、臺灣では官民ともにショックを受け、臺灣全島の新聞はそろって新線の増

表1 内臺間の1日平均取扱通数

年度	通数
1898 明治31	539
1908 明治41	1,076
1910 明治43	1,475
1912 大正元	2,222
1913 大正2	2,440
1914 大正3	2,267
1915 大正4	2,491
1916 大正5	2,887
1917 大正6	3,701
1918 大正7	3,726
1919 大正8	4,240
1920 大正9	4,572
1921 大正10	4,180
1922 大正11	3,909
1923 大正12	4,102
1924 大正13	4,672
1925 大正14	4,767
1926 昭和元	5,051
1927 昭和2	5,245

〔出典〕『臺灣日日新報』1927年
6月3日

を読み取る技術は容易ではなかったという。

こうして、一八九七年七月には、日本本土と臺灣を結ぶ鹿兒島—那覇線、那覇—基隆線が敷設され、さらに二年後の一八九九年一月に臺灣と大陸を結ぶ淡水—川石山線が開通したが、砂糖、茶、樟腦の製造をはじめとする臺灣の産業界は、本土との海底電線が一條だけでは通信を處理できず、日本本土—臺灣間の海底線の増

設は焦眉の急であるとき書きたて島内輿論を喚起した。一九〇九年一月一日附『臺灣日日新報』には、「海電問題の復活」と題した以下の記事が掲載されている、「海電複設は刻下緊急の大問題にして一日も遷延躊躇すべきにあらず一日遅延すれば一日の損害あり其の結果官府は公務を妨げ實業家は商機を失し吾儕同業者も亦重要な報道を缺く不幸に陥いる」。

臺北商工會も、こうした輿論に呼應して代議士柵瀬軍之佐（一八六九—一九三三）の原案による「海底電線複設建議書」を提出したほか、一月二〇日に木下新三郎を委員長として海底電線複設期成同盟會なる抗議團體を發足させた。この同盟會の趣意書の冒頭は、次のような激しい調子で始まる。

檄シテ全島ノ人士ニ告ク我カ臺灣ハ遠ク帝國ノ南方ニ懸在シ内地トノ通信ハ唯タ一條ノ海底電線ニ由レリ然ルニ領土經營ノ推運ト島内商工業ノ振興トハ本島内地間ノ通信ヲ激増シ電信ノ延滞遲著ハ且日其ノ甚シキヲ致セリ平時ニ於テ既ニ然リ若シ一朝島内ニ事アラシカ軍事上及政治上ノ通信ノミニテモ尙其ノ用ヲ辨スル能ハサルハ明ナリ況ンヤ商工業上ノ通信ヲヤ（略）

この趣意書には、「我レ臺灣ヲ視ルノ輕キヤ」、「是レ我カ臺灣ノ經營ヲ等閑ニ附シ我カ臺灣ノ商工業ヲ無視シ臺灣ヲ忘却セントスルニアラスシテ何ソヤ」といった激烈な文言が盛り込まれており、日本政府に對して海底電線の増設を強く迫つたのである。⁽⁶⁰⁾

こうした臺灣官民の熱意と努力によつて、日本政府は追加豫算という形をとり、一九一〇年二月の第二六回帝國議會において、長崎—淡水線敷設案を通過させることを決定した。このとき、工事に見込まれたのは、海底線七八〇里分の代金一〇六萬五〇〇〇圓を含む計一四萬三九〇圓で、このうち遞信省が負擔したのは二萬五三九〇圓にすぎず、残りはすべて臺灣總督府が負擔することとされた。

こうして、一九一〇（明治四三）年九月、ようやく長崎茂木と淡水沙崙を結ぶ直通海底電線が着工された。鹿兒島—那

覇—基隆線が、石垣島ほか各島を中繼しており、臺風の度に電柱が轉倒するなどの原因で通信障害がおこっていたため、新しい海底電線は直通であるべきとされたのである。この工事は、日露戦争のとき軍用海底電線を敷設した経験をもつ遞信技師浦田周次郎（一八七〇—一九一九）が擔當した。沖繩丸には、淺海線一〇海里、中間線二四〇海里、深海線五三〇海里に要する電線が積み込まれ、三回にわたって工事がおこなわれた。第一回は九月一三日から一五日までで長崎の陸揚工事からはじめ、第二回は一〇月六日から三日間長崎から四〇〇海里地點までの海底電線を敷設し、そして第三回は浮標點の搜索に手間どったり、暴風警報に接するなどしたもの、淡水の陸揚工事を終了した後、残りの海底電線を敷設し、兩者を接續させて一〇月二四日には七三日におよぶ工事を完了させた。⁽⁶¹⁾これだけの工事を、わずか二カ月あまりで完了させたのは、當時としては比較的スムーズに進んだと評價できる。のち、長崎—淡水一番線と稱されることになったこのケーブルの長さは六八七海里にも及んだ。工事完了の翌二五日には單信機械裝置を備え付け、三〇日になって遞信大臣と臺灣總督の祝電が交換されて、いよいよ一般通信の取扱いが開始されることになった。さらに、一月七日には、前出の松代松之助が一八九九年に實用化した二重通信法によって雙方向通信が實現したのである。

こうして、最初の長崎—淡水線が敷設されると、海底電線複設期成同盟會はその役割を終え、一九一〇年一月一日に解散の決議文を發表し、臺灣總督、長官、通信局長への謝禮の挨拶を済ませたのち解散した。⁽⁶²⁾『臺灣日日新報』も一九一〇年一月一日の論説「新海電の開通」において、「茲に長崎淡水間の直通海底電線の竣功を見るを得たり、吾儕は臺灣通信界の爲め當さに大白を擧げて祝せざるべからずを信ず」との喜びを示すとともに、「而してこの複線開通と同時に更に通信の便を開けるは料金の低減なりとす」と指摘し、普通郵便料金が本土と同じなのに、電報料金が二倍も高いことを解決すべき次の課題であることを明らかにしたのである。

ともあれ、電報の利用は、さきの表1のように、一九一二年以降の取扱い通數が、この海底電線が敷設される前と比べて倍ほど伸びていることがうかがえる。また、懸案であつた電報料金引き下げ交渉も進み一九二〇（大正九）年の「遞信

省令第三八號」では、官報基本料について和文二五錢、歐文は三〇錢、私報の和文は三五錢、歐文は四五錢に再度引き下げられた。⁽⁶³⁾しかし、この料金でも、日本本土よりも高いことに對して、臺灣の各界は依然として不満を抱き續けた。

(三) 長崎—淡水二番線の敷設

その後も、日本本土と臺灣を結ぶ長崎—淡水線、鹿兒島—那覇—基隆線が、ともに毎年數回通信障害がおこったため、一九一二年には、通信の圓滑化を促すために、長崎と那覇の間にも海底電線を敷設する計畫がたてられた。實際、長崎—淡水線の利用が活發になり、臺灣發着の電報取扱數が一九一三年になると一日二四〇〇通を越え、實際の通信能力を超過していたのである。遞信省は、その敷設費を六八萬八七〇〇圓と計上し、日本政府に財政要求したが、閣議ではまたも財政上の理由から却下された。

ところが、第一次世界大戰が勃發し、日本がドイツと國交を斷絶すると、戰時における通信を確保することが國策上重要課題だと認識されるようになった。拙稿で明らかにしたように、懸案となっていた長崎—上海間の日本の帝國線も、大戰勃發直後の一九一四年一〇月に敷設工事を始めたが、大北電信會社の特許權に抵觸しないことを配慮して、翌年一月から和文電報による通信のみだったが取り扱われることになったのである。⁽⁶⁴⁾翌一五年五月に開催された第三六回帝國議會では、長崎—淡水二番線の敷設について承認されたものの、戰爭の影響で原材料の入手が困難となり、豫定していた一九一六年度内の工事は延期せざるをえなくなった。

ところが、一九一六年一〇月に長崎—淡水一番線がまたも通信不良となり、くわえて翌一七年一月には鹿兒島—那覇—淡水線も通信不能となった。大戰下において、日本本土と臺灣を結ぶ連絡が滞ったため、二月一七日遞信大臣はこれらの修繕費九四六〇圓を第二豫備金より支出することを大藏大臣勝田主計（一八六九—一九四八）に傳え、これが二一日に閣議で決定され、同日裁可が下された。さらに、四月二日には、勝田大臣は内閣總理大臣寺内正毅（一八五一—一九一九）宛に、

懸案となっていた長崎―淡水二番線の敷設に着手するために、臺灣總督府特別會計第二豫備金より二萬五七〇〇圓を工事費用として支出するように求めたところ、四日には上奏のとおり閣議決定され、同日裁可が下された。⁽⁶⁵⁾こうして、ようやく長崎―淡水二番線の工事が着手されることになったのである。

この工事も沖繩丸がおこなうことになり、遞信省工務局の技師でのちに早稻田大學教授となる稻田三之助（二八七六一九五二）が敷設工事を擔當した。今回の工事も三回にわたつておこなわれた。そして、三ヵ月後の七月一日に七〇六海里の海底線が完成し、通信が開始された。⁽⁶⁶⁾一九一七年七月一二日附の『臺灣日日新報』には、次のように工事の経緯が述べられている。

本年三月以降著手なりし内地本島間直通海底電信複線工事は海上天候其他の障害を受けて其沈設作業は意の如くならず遂に今日に至る迄遅延し居しが既報の如く大島に避難中なりしケーブル船沖繩丸九日同所を發し一〇日早朝より第三回即ち殘留作業著手中なりしが極めて順調に進捗し工事難を稱へられ居たりし同連絡線も遂に昨一日正午を以て長崎よりの陸上延線を完全に接續を了する事となりたる

敷設工事は三ヵ月あまりかかったが、七月一三日、臺灣總督安東貞美（二八五三―一九三三）は遞信大臣田健治郎（二八五五―一九三〇）宛に開通の祝電を發し、同日夜七時から二重通信が開始された。こうして、長崎―淡水二番線は、一九一二年に増設工事が企畫されてから、じつに五年の歳月がかかつて、ようやく開通したのである。⁽⁶⁷⁾表1では、一九一七年度の一日あたりの電報取扱い通数は、前年度に比べて約八〇〇通増え、その後も日本本土―臺灣間の發着電報数は伸び續けていたことがみてとれる。

しかし、それでも日本本土と臺灣を結ぶ海底電線に頻繁に通信障害が起こったことは、関係者の頭痛の種であった。たとえば、一九二二（大正一〇）年度の長崎―淡水一番線の故障時は延日數で三五二日、翌年度は一九九日に達し、長崎―淡水二番線は一九二〇年度一九九日、一九二五年度は六二日といったように、長期の通信不能状況に陥った。一九二七年

前半には、各線共一時的に全部不通となり、長崎―淡水―一番線は四二日間、長崎―淡水―二番線は二四日間、鹿兒島―那覇―淡水線は四六日間も不通の期間が続いたという。臺北商工會が『臺灣日日新報』に寄せた記事で、「之等の事實より考うれば毎年少くとも一線は常に通信不能の状態にあるものと見るを至當とすべし」と指摘しており、通信障害に困っていた様子がうかがえる。⁽⁶⁸⁾

これらの海底電線が不通になると、日本本土と臺灣の間の連絡は、長崎―上海間の大北電信會社線と淡水―川石山線とを利用して、上海を迂廻した通信で連絡するはかなかった。だが、大北線を使って受発信するならば、歐文を使うか、あるいは和文ならばローマ字にて記載するはかなく、いずれにせよ通常私報の料金はすべて一語（二五字まで）七八錢にカウントされて高額な料金になった。しかし、船便による連絡だと、鹿兒島から大島または琉球までの船便は不定期なため、うまくいっても三〇時間から五〇時間、悪くすると一週間近くかかることもあった。⁽⁶⁹⁾ いずれにしても、臺灣とかわりのある日本人關係者には臺灣と鹿兒島あるいは長崎を結ぶ海底電線が不通になることは難儀をきわめた事態といえた。

こうした不測の事態を少しでも回避するために、大北線と日臺間の日本政府線が相互に補完する機能をはたしていたことは看過すべきでない重要な点であった。とはいえ、戦前において、日臺間の海底電線および中臺間の淡水―川石山線を介した日本本土―臺灣―中國大陸間の通信は、臺灣や中國大陸の地元商工業者や外国人ビジネスマンの通信需要を満たすほどの能力を備えていなかったことも事實であった。

おわりに

以上、いささか錯綜したプロセスを整理すると、次のようになる。植民地初期の臺灣において、初代臺灣總督樺山資紀が構想した通り、淡水―川石山線は日清交渉の末、これを日本政府が買収することになった。また、日本本土―臺灣間には、遞信省の手により三條の海底電線が新設された。そして、安平鎮―澎湖島線は、臺灣の領有化とともに日本領土内に

あるという理由から、自動的に日本政府所有となったのである。

この買収、敷設あるいは所有権の轉化というプロセスのなかで、日清兩政府はたえず大東、大北兩電信會社の特許權を意識しないわけにかなかった。日本本土—臺灣線や安平鎮—澎湖島線は、日本領土内にあるとされたため、この特許權の適用範圍にあたらなとされたが、淡水—川石山線は清政府との交渉はもちろん、これら兩電信會社との交渉が重要な要となった。そして、大陸側の接續を大東電信會社に委託し、臺灣發着の電報のみ取扱うという妥協案でもって、なんとかその運用が認められることになった。その後、一九一三年八月の合併計算約定で、川石山側の電報取扱について、大東電信會社への委託が解消され、福州の日本局で電報を取扱うことができるようになったことは、とくに臺灣の日本人および福州に居留する日本人がこれを歓迎した。だが、この約定では一九三〇年末の満期まで、依然として日中間の通信による日本側の利益のうち六割以上が自動的に大北電信會社の手に渡ることが定められており、また大北の陸揚權も存續することになっていたのである。⁽⁷⁰⁾

一方、長崎—淡水一番線および同二番線は、臺灣の植民地統治という軍事上、行政上の強化をにらんで計畫されたが、臺灣經濟の成長とともに臺北商工會に屬する企業、商店の利用は年々高まった。『臺灣日日新報』にも、「外國電報」「内地電報」「清國電報」、のちには「東京株式電報」、「大阪期米電報」という欄が設けられ、電報は新聞にとっても不可欠の通信媒體にもなっていたのである。

ともあれ、こうして臺灣島外との通信手段を確保したが、海底電線による電報の利用の仕方を見ると、臺灣が占める位置が浮き彫りにされる。たとえば、對日本本土、對中國大陸という二種類の海底電線を利用した電報の取扱通數をみると（次頁表2）、日本本土との通信は發信電報が着信電報を上まわっており、臺灣から日本本土へ發信する電報が多いという傾向にあった。一方、外國電報取扱通數をみると、時期によって多少の違いはあるものの、總じて發信電報より着信電報のほうが多く、外國（清を含む）から臺灣に着信する電報（和文もしくは歐文の官報文）が多かった。この着信電報を地域別

表2 臺灣發着島外電報取扱通數累年比較表

年度	日本内地との電報取扱通數*			外國電報取扱通數**		
	發信	着信	合計	發信	着信	合計
1896 明治29	—	—	—	8,993	8,823	17,816
1897 明治30	—	—	—	5,544	6,208	11,752
1898 明治31	—	—	—	3,796	3,353	7,149
1899 明治32	114,707	91,785	206,492	4,430	3,924	8,354
1900 明治33	151,591	116,902	268,493	6,052	6,414	12,466
1901 明治34	136,396	104,540	240,936	6,591	6,942	13,533
1902 明治35	143,173	112,782	255,955	7,170	8,101	15,271
1903 明治36	178,540	156,802	335,342	7,657	8,865	16,522
1904 明治37	179,074	143,490	322,564	8,042	10,454	18,496
1905 明治38	184,669	148,468	333,137	9,606	11,454	21,060

〔出典〕 * 臺灣總督府交通局遞信部『遞信志 通信編』1928年、164～165頁

** 臺灣總督府民政部通信局『臺灣總督府通信要覽』1907年、271～273頁

利用という點からみると、表3のように、中國の都市では上海、香港、福州、アモイ、廣東・沙門など華南地域圏の都市との通信が多く、一九三〇年末まで一般には和文電報しか使用できなかったことを考慮すれば、それらの地域の日本人ネットワークからの發信電報が多かったと推測できる。このことは、臺灣が、大陸日本人官民が活動する華南地域圏の一部として位置していたことを示している。むしろ、表2の海底電線の取扱い通數を見る限り、日本本土との通信數が外國電報のそれよりも壓倒的に多く、臺灣が帝國日本の一部として機能していたことも浮かび上がるだろう。

表3 臺灣發着外國電報取扱通數(1928年)

	發信	着信	合計
上海	6,932	8,471	15,403
香港	5,706	7,525	13,231
福州	4,896	4,494	9,390
アモイ	3,254	4,213	7,467
ジャワ	1,091	1,411	2,502
米國	1,139	964	2,103
中國各地	1,252	850	2,102
廣東・沙門	517	639	1,156
青島	514	557	1,071
イギリス	454	277	731
ドイツ	281	156	437
フィリピン	240	194	434
インド	187	246	433
フランス	138	149	287
ビルマ	132	142	274
その他	690	751	1,441
合計	27,423	31,039	58,462

〔注〕 發信、着信とも100以上のもの

〔出典〕 野村事務官「川石山線關係」

(遞信博物館FC-A-67)

さらに、中國における大東、大北兩電信會社の通信特許權が一九三〇年末を満期として消滅すると、臺灣と外國との間の電報が、日本本土を経由せずとも、直接發受信できるようになった。その結果、臺灣の位置は、華南地域圏の一部、帝國日本の一部という姿に加え、グローバルな通信ネットワークの一部を構成するものに變化したことを想定することができる。しかし、臺灣のもつ世界の通信ハブ據點という位置が確立したのも束の間、日中戰爭勃發の翌年五月に淡水―川石山線は不通となり、一九四一年には連合國によってこれが破壊されてしまい、また臺灣と日本本土を結ぶ海底電線も一九四五年に各地の海底電線陸揚室が連合軍の標的となって被災した。戰爭とともに、グローバル化しつつあった臺灣の海底通信ネットワークも途絶してしまったのである。

日臺間を結ぶ海底電線の命運は、これによって收束し、大戰直後は容易に復舊することはなかった。日中、日臺間の通信ネットワークは、一九七二年の日中國交回復をまつて着手されることになる。まず日中間は一九七六年一月から日中ケーブル（通稱ECS C）が熊本縣苓北と上海市の南匯との間一〇三六キロを結んで運用が開始され、また日臺間は三年後の一九七九年七月から沖繩―臺灣間ケーブル（通稱OKITAI）が沖繩縣具志頭と臺灣の頭城との間六八〇キロを連結し運用されることによって、それぞれ國際通信需要を支える役割を果たすことになった。⁽¹⁾終戦から三〇年前後、東アジア域内における海底電線による通信ネットワークが途絶していた間の通信狀況、そしてその再生のプロセスを検證することは今後の課題となる。

註

(1) 拙稿①「日中通信問題の一断面——青島佐世保海底電線交渉をめぐる多國間交渉」『東洋學報』第八三卷第四號、(財)東洋文庫、二〇〇二年・拙稿②「長崎上海間『帝國線』をめぐる多國間交渉と企業特許權の意義」『國際政治』第

一四六號、日本國際政治學會、二〇〇六年・拙稿③「通信特許と國際關係——在華無線權益をめぐる多國間紛争」(貴志俊彦・谷垣眞理子・深町英夫編『模索する近代日中關係——對話と競争の時代』東京大學出版會、二〇〇九

年、二二九―二四八頁。

- (2) 一八八二(明治一五)年二月二八日、日本政府が大北電信會社に附與した免許條約のうち、もつとも重要とされた獨占權にかかわるのは、第六條の次の條文である。

「日本政府ハ此特許ヲ讓渡スルノ約定締結ノ日ヨリ向二十箇年間ハ日本帝國ト亞細亞大陸及ヒ其近傍ノ島嶼(日本政府ニ屬する者ハ勿論除キ) 譬ヘハ臺灣香港呂宋郡島等ノ間ニ官線ヲ沈設セサルヘシ且該會社ノ外ハ他ニ海底電信線沈布ノ許可セサルコトヲ約諾ス然レトモ若シ此海底電信線ニ關係ヲ有スル他ノ諸政府ヨリ會社ニ與ヘタル現行免許狀ノ條款ニヨリ三十箇年ノ延期ヲナスニ於テハ右二十箇年ヲ延テ三十箇年ノ年期ヲ讓渡スヘシ」一八九五年九月一二日、遞信大臣渡邊國武↓外務大臣臨時代理文部大臣西園寺公望、「通四一八七號」の別紙(淡水川石山線ニ關スル記錄(淡水川石山間海底電線買収ニ關シ遞信省外務省間往復文書寫)) 遞信博物館所藏)

清政府に承認された二〇年間の獨占的特許權は、大北電信會社がこの前年の一八八一年六月四日、大東電信會社が一八八四年に附與されたが、その後一九三〇年末まで延長された。

- (3) 于乃明「小田切萬壽之助研究——明治大正期中日關係史の一側面」筑波大學博士論文、乙號一三七四號、一九九八年三月二三日、第二章。

- (4) 松浦章「臺灣における海底通信線の創始」關西大學『文藝學論集』第五五號卷一號、二〇〇五年。

- (5) 林於威「閩臺海底電線與中日交涉之研究(一八九五―一九〇四)」國立政治大學臺灣史研究所碩士論文、二〇一〇年九月。

- (6) この協定が締結された当初は、川石山に設置された大東の中繼基地局と清の電報局との間で電報の往來は想定されていなかった(『近代交通史全編』第二二冊、國家圖書館出版社、二〇〇九年、第五章、一六―一三頁)。しかし、義和團事件後の一九〇二年一〇月三日に清と大東電信會社との間で締結された「川石山至南臺借線合同」では、緊急時には川石山における電報の相互往來を許可することが取り決められた(同、三四―三六頁)。

- (7) たとえば、遞信省編『遞信事業史』第三卷、遞信協會、一九四〇年・海底線布設事務所『海底線百年の歩み』電氣通信協會、一九七一年など。

- (8) 『臺灣日日新報』一九二〇年二月一四日。

- (9) 中央研究院近代史研究所編『中國近代史資料彙編 海防檔丁電線』全七冊、一九五七年(以下、『海防檔』と略記)。

- (10) 「臺灣海底電線布設及航路燈標を建設す」郵政省編『郵政百年資料』第八卷(公文類聚・舊外地)、吉川弘文館、一九七〇年、四七―五二頁。

- (11) 臺灣總督府交通局遞信部『遞信志 通信編』一九二八年、五、一三頁(遞信總合博物館所藏)(以下、『遞信志 通信編』と略記)。

- (12) 一八九五年九月一二日、遞信大臣渡邊國武↓外務大臣臨

時代理文部大臣西園寺公望、通四一八七號（臺灣淡水港ト清國福州間ニ現存スル海底電線關係雜纂）外務省外史料館、アジア歴史資料センターJACAR: B04011011000 1895/9/12' 以下B04011011100, B04011011200 は、この文書の連番である）。

- (13) 『海防檔』一五八二、一五八四、一五八七、一五九〇頁。
- (14) この三件の證據文書の原文は、『海防檔』一五九九、一六〇七頁に掲載されている。
- (15) 一八九五年二月六日、西園寺外務大臣代理↓白根遞信大臣、送第一七號（JACAR: B04011011000）。
- (16) 一八九八年九月二日、外務大臣↓遞信大臣、機密送第一七號、添附「臺灣福州間海底電線所有權問題ニ關スル來歴ノ大要」（JACAR: B04011011100）。これは、『海防檔』には見られなく。
- (17) 一八九五年二月二七日、西園寺外務大臣臨時代理↓在清林公使、機密送第七五號（JACAR: B04011011000）。
- (18) 『海防檔』一九八二、一九八三頁。
- (19) 一八九八年九月一日、大隈外務大臣↓林遞信大臣、送第一五號（JACAR: B04011011100）。
- (20) 一八九八年九月一六日、遞信大臣林有造↓外務大臣大隈重信、電第一六三〇號（同上）。
- (21) 一八九八年九月二七日、内閣總理大臣大隈重信↓外務大臣大隈重信、（内閣）送第二四號（同上）。
- (22) 一八九八年一〇月一〇日、大隈外務大臣↓小田切總領事代理、送第二九號（同上）。
- (23) 一八九八年一〇月二九日、在上海總領事代理小田切萬壽之助↓外務大臣大隈重信、機密第五六號（同上）。
- (24) 一八九八年一月一四日、遞信大事芳川顯正↓外務大臣青木周藏、通第一四五號（同上）。
- (25) 一八九八年一月一八日、在上海總領事代理小田切萬壽之助↓外務大臣青木周藏、機密第五八號（同上）。
- (26) 于乃明、前掲博士論文、八〇頁。
- (27) 一八九八年一月二三日、在上海總領事代理小田切萬壽之助↓外務大臣青木周藏、機密第五九號（前掲「淡水川石山線ニ關スル記録（淡水川石山間海底電線買収ニ關シ遞信省外務省開往復文書寫）」。
- (28) 「淡水川石山ニ關スル件」一九三一年の別紙丙號「川石山買収約定」（野村事務官「川石山線關係」參考資料第一八號、遞信博物館所藏）。
- (29) 福州領事高洲太助「川石山電信局ニ關スル報告」一九一一年（明治四四）年六月一七日（同上）。
- (30) 兪飛鵬『交通史電政編』第三冊（一九三六年一〇月）、第五章一四一、一四二頁。
- (31) 『海防檔』一九八〇、一九八九、九九六、二〇〇一頁。于乃明、八三頁。
- (32) 一八九八年二月二六日、都築外務次官↓在上海小田切總領事代理、送第三二號（JACAR: B04011011100）。
- (33) 『海防檔』二〇〇五頁には、一八九九（光緒二四）年一月九日にロシア公使から總理衙門に宛てられた同様な内容の書簡文がある。

- (34) 一八九八年二月一日、上海在勤總領事代理小田切萬壽之助→外務大臣青木周藏、機密第六四號 (JACAR: B04011011100)。
- (35) 一八九九年一月一七日、在上海總領事代理小田切萬壽之助→外務大臣青木周藏、機密第七號 (JACAR: B04011011200)。
- (36) 一八九九年一月二六日、在上海總領事代理小田切萬壽之助→外務大臣青木周藏、機密第九號 (同上)。
- (37) 「淡水川石山ニ關スル件」一九三一年の別紙丁號一月二三日、上海電信局長→電務局長、電報 (前掲、野村事務官「川石山線關係」參考資料第一八號)。
- (38) 「遞信志 通信編」一一〇頁。
- (39) 臺灣總督府民政部通信局『臺灣總督府通信要覽』一九〇七年三月、一一五頁 (遞信博物館所藏)。
- (40) 「太平洋ニ於ケル英國の電信政策 附日英で線直接通牒計畫」(遞信省電務局「雜件ニ關スル記錄」(外務省保管文書寫)) (前掲「淡水川石山線ニ關スル記錄」(淡水川石山間海底電線買収ニ關シ遞信省外務省問往復文書寫))。
- (41) 一九一二年六月二六日、林遞信大臣→内田外務大臣、秘通第三八七號、及び一九一二年七月一七日、外務大臣内田康哉→在英加藤大使、送第二六號 (遞信省電務局「淡水川石山線ニ關スル記錄」(外務省保管文書寫)) 極秘、遞信博物館所藏)。
- (42) 一九一二年一月七日、(外務) 大臣→遞信大臣、機密送第一八號 (同上、「淡水川石山線ニ關スル記錄」(外務省保管文書寫))。
- (43) 一九一二年九月一〇日、遞信省通信局長→外務省政務局長、祕第五〇號 (同上、「淡水川石山線ニ關スル記錄」(外務省保管文書寫))。
- (44) 注 (1) 拙稿②参照。
- (45) この合併約定の寫は、一九二九年二月二〇日「帝國政府及大北、大東電信會社間約定ニ關スル件」に含まれている (『公文雜纂・昭和四年・第十七卷・遞信省「雜載」』(JACAR: A04018299300))。
- (46) 「臺灣海底電線布設及航路燈標を建設す」、「鹿兒島縣下大隅國より臺灣に至る海底電線敷設費を軍資金より支出す」ともに前掲『郵政百年資料』第八卷、四五、四七頁。
- (47) 一九〇七年七月三十一日、臨時臺灣電信建設部長兒玉源太郎→外務省、臺電 第一三八九號 (JACAR: C07041408900、明治三〇年「參大日記 八月」、防衛省防衛研究所)。なお、ロブニッツ社は、一八九九年に日本の赤十字社の依頼で博愛丸と弘濟丸という病院船を製造している。
- (48) 堀岡正家編『工學博士淺野應輔先生傳』工學博士淺野應輔先生傳記編纂會、一九四四年、三五～三八、四八頁 (遞信博物館所藏)。
- (49) 「海底電信線敷設工事報告」『官報』第四一六一號、内閣官房局、明治三〇年五月一九日、二三四頁。
- (50) 「海底電信線布設工事續報」『官報』第四一八一號、内閣官房局、明治三〇年六月一日、一四二頁。

- (51) 前掲『遞信事業史』第三卷、一四二頁。
- (52) 前掲『臺灣總督府通信要覽』二二三～二四頁、『遞信志 通信編』一二九頁。
- (53) 前掲『工學博士淺野應輔先生傳』六一頁。
- (54) 前掲『遞信事業史』第三卷、一四三～一四四頁。
- (55) 前掲『臺灣總督府通信要覽』二二四頁。
- (56) 『遞信志 通信編』一六〇～一六一頁。
- (57) 前掲『海底線百年の歩み』一六八頁。
- (58) 『遞信志 通信編』一九四頁。
- (59) 『遞信志 通信編』一六二～一六三頁。
- (60) 『臺灣日日新報』一九〇九年一月二六日。
- (61) 『臺灣日日新報』一九〇九年一月二五日。
- (62) 『臺灣日日新報』一九一〇年一月二日。
- (63) 『遞信志 通信編』二二九～一三一、一六二～一七〇頁。
- (64) 注(1) 拙稿②参照。
- (65) 「電信電話線路、風説被害應急費、九州、臺灣間海底電信線修繕費を第二豫備金より支出す」「淡水、長崎間海底電線敷設費を臺灣總督府特別會計第二豫備金より支出す」とともに前掲『郵政百年資料』第八卷、一六四～一六六頁。
- (66) 「外地海外電氣通信資料」(三) 臺灣の部、日本電信電話公社、一九五六年、一六八頁。
- (67) 『臺灣日日新報』一九一七年七月十三日。
- (68) 「内臺間通信機關完備の急務」(二) 『臺灣日日新報』一

九二七年六月四日。海底電線の障碍の原因は、主にトロール漁撈によると考えられていた。

- (69) 「内地臺灣間電信」『東京朝日新聞』一九一二年八月一日。

- (70) 注(1) 拙稿②参照。

- (71) OKITAIは、KDDの子會社日本アジア海底ケーブルと臺灣のITDC(國際電信開發股份有限公司)が運用し、一九九七年四月三〇日に停止し、東京大學海洋研究所に移讓された。日中間を結ぶECSは一九九七年二月に停止され、東京大學地震研究所に移讓された。いずれも、新設されたアジア太平洋ケーブルネットワーク(APCN)などの光海底ケーブルがこれらに取って代わった。ちなみに、日韓ケーブル(JKC)は、一九八〇年に運用が開始され、一九九七年に運用停止となった(KDDIの二〇〇一年のニュースリリース「KDDIの海底ケーブル讓渡実績」より.. http://www.kddi.com/corporate/news_release/kako/2001/0601/index2.html)。

〔付記〕 本稿は、日本學術振興會科學研究費・基盤(B)「實データ(史資料)にもとづく海域アジア交流の時空間ネットワーク」(研究代表・柴山守)による研究成果の一部である。

**TRANSFER OF THE RIGHTS TO PURCHASE, LAY, AND OWNER
UNDERSEA TELEGRAPHIC CABLES BETWEEN JAPAN
AND TAIWAN IN THE EARLY STAGE
OF THE COLONIAL PERIOD**

KISHI Toshihiko

This article addresses the undersea telegraphic cables to the main island of Taiwan and continental China during the initial period of Japanese rule over colonial Taiwan and examines the diplomatic negotiations between Japan and the Qing government over the undersea cables and the process of the laying of the cables on the basis of documents from the Japanese Ministry of Foreign Affairs, the Department of Communications, and the Governor General of Taiwan as well as the historical archives of the Qing Dynasty's Foreign Office (*Zongli Geguo Shiwu Yamen*) and thereby clarify and locate undersea cable [s] linking Japan and Taiwan within the historical context. The result of this examination provides at the same time a link clarifying the historical determinates of the monopolistic right of foreign telegraph companies such as the Great Northern Telegraph Company and the Eastern Telegraph Company to lay telegraphic cables on East Asian seabeds, which were conferred on them by the Qing and Japanese governments.

The first undersea cable linking China and Taiwan, based on contract between the Qing government and Jardine, Matheson & Co. in Shanghai, was laid between Danshui and Sharpppeak. However, according to the Agreement to Purchase Sharpppeak, which was signed shortly after Japan's annexation of Taiwan in December of 1898, the Japanese government was to buy the undersea cable, and Japan thus secured a communications route to the continental China via Taiwan. However, in regard to this contract, there were objections from the Great Northern Telegraph Company and the Eastern Telegraph Company, which had held a monopoly rights, and the problem was not resolved until the second decade of the 20th century.

In order to strengthen communications with Taiwan during this period, the Japanese government completed construction the first long-distance undersea cables between Kagoshima and Naha and from Naha to Keelung; then in October of 1910 the first cable between Nagasaki and Danshui was laid, followed by a second cable between the same two locations, which was completed in July of 1917.

Nevertheless, the communication cables linking Japan and Taiwan were struck by repeated problems, and on each occasion economic organizations raised demands to the Governor-General of Taiwan and the Japanese government for improvement of the communications system.

In this article I have been able to clarify that in addition to the fact that the cables were adopted and functioned as advanced technology to subsume the economy of Taiwan by Japan given that fact that it is presumed that these undersea telegraphic cables carried heavy traffic of incoming and outgoing telegraphic messages from networks of Japanese, the cables also functioned to allow Japanese officials and civilians on the continent to be active in Southern China.

SHARI'A COURT REGISTERS FROM TEHRAN IN THE SECOND HALF OF THE NINETEENTH CENTURY

KONDŌ Nobuaki

Shari'a court documents have come to be viewed as important source materials for the study of Iranian society in the 19th century, and several important studies, including those of the author, have appeared in the last ten years. However, the documents that have been employed are individual deeds and *ḥokm*, and it was been difficult to grasp the overall operations of the courts. The lack of court registers such as those from the Ottoman Empire has hampered research.

In this article, I comprehensively analyze Tehran *Shari'a* court registers from the latter half of the 19th century that have been discovered successively in recent years with the aim of elucidating the entire function of the courts. Those analyzed are specifically the registers of Sayyed Moḥammad Ṣādeq Ṭabāṭabā'ī Sangelajī (1812-1883) from the years 1867-1869, another of the same *mojtahed* from 1875-79, and one of Sheykh Faḡl-ollāh Nūrī (1843-1909), covering 1886-89. They contain 992, 4,319, and 1,524 items respectively. These *mojtaheds* resided in the Sangelaj district of Tehran, but the courts did not belong to the local region but were attached to individual *mojtaheds*, and the registers were produced by each *mojtahed*. These registers are records of the legal operations of the courts as well as registered documents such as deeds and *ḥokms*. Particularly important is the fact that the *mojtaheds* certified the *ḥokms* and deeds. Unlike the impression